

## 11月は労働保険適用促進強化期間です

### 「雇うことは、加入すること」

労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

○「労働保険」とはこんな制度です。

労働保険は、労働者災害補償保険（通称・労災保険）と雇用保険を総称したもので、保険給付は両保険制度でそれぞれに行われていますが、保険料の徴収については、加入事業所の利便と事務処理の能率向上を図るために、一元的に扱うこととしており、労働者とその家族ひいては、事業主を守るための制度です。

○「労災保険」とはこんな制度です。

労働基準法の災害補償の規定に基づく使用者責任を代行する機能をもった制度で、業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・病気・死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い、被災者・遺族を援護するものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

○「雇用保険」とはこんな制度です。

労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に、失業等給付を行うとともに、再就職を促進するための必要な給付を行うものです。

また、雇用保険では失業等給付以外にも、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者を休業させたり、教育訓練を受けさせたりした事業主等に対して支給される雇用調整助成金など、事業主等に対して支給される各種助成金があります。

労働者を1人でも雇用する事業主は、労災保険の加入が義務づけられています。パートタイム労働者の方で、一定の要件を満たす方は雇用保険の加入が義務づけられています。

**H・P** <http://www.mhlw.go.jp/>

**問** 茨城労働局労働保険徴収室 ☎029-224-6213  
水戸労働基準監督署 ☎029-226-2237  
ハローワーク常陸大宮 ☎52-3185

## お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳は、処方された薬の名前や飲む量、回数、日数などを記録し、携帯するための手帳です。薬局や医療機関でお薬手帳に記載してもらいましょう。

- ・お薬手帳を常に携帯するようにしましょう
- ・薬の情報を一元化するために、1冊のお薬手帳で管理しましょう
- ・医療機関を受診するときはお薬手帳を必ず持参しましょう
- ・救急車を呼んだら、お薬手帳を用意しておきましょう

**問** 茨城県薬務課 ☎029-301-3393



## 募 集

### 常陸大宮市母子寡婦福祉会 「クリスマス会」参加者募集

常陸大宮市母子寡婦福祉会では、下記のとおりクリスマス会を開催します。

クリスマスプレゼントやケーキ、ゲームなどを用意しています。奮ってご参加ください。

○日 時 12月8日(日) 10:00～

○場 所 総合保健福祉センター（かがやき）  
2階集会室

○参 加 者 市内にお住まいの母子・父子家庭の親と子

○参 加 費 一世帯1,000円

○申込方法 参加費を添えて、11月29日(金)までにお申し込みください。

**申込・問** 社協 本所 ☎53-1125